

業務委託契約書の条項

(総 則)

第1条 委託者 公益財団法人新潟県下水道公社（以下「委託者」という。）及び受託者（以下「受託者」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、別冊の運転監視保守業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び運転監視保守業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に基づきこの契約（この契約書及び共通仕様書、特記仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないもの、又はその間に相互符合しないものがある場合、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(関係法令の遵守)

第2条 受託者は、業務の履行にあたり、下水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法及びその他業務実施関係法令を遵守し、業務の適正な運営を図らなければならない。

(善管注意義務)

第3条 受託者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(契約の保証)

第4条 受託者は、委託者に対し、業務委託料（変更契約により業務委託料が増減したときは、変更後の業務委託料をいう。）の10分の1に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の契約保証金の全部又は一部の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 無記名証券による利付国債又は地方公共団体の発行する無記名式の地方債
- (2) この契約による債務の不履行により委託者に生ずる損害金を委託者に対して支払うことを保証する金融機関の保証

3 前2項に規定する契約保証金の納付及び担保の提供は、この契約の締結（変更契約により業務委託料が増額したときは、変更契約の締結をいう。以下「契約の締結」という。）と同時にしなければならない。

4 委託者は、受託者が契約の締結と同時にこの契約による債務の不履行により委託者に生ずる損害を委託者に対しててん補する保険事業者の履行保証保険証券を委託者を差し入れた場合において、これらによる保証金額又は保険金額が業務委託料の10分の1以上であるときは、第1項の規定による契約保証金の納付を免除する。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 受託者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただしあらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託及び派遣社員の制限)

第6条 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 受託者は、一部派遣社員を雇用し業務にあたる場合は、あらかじめ委託者の書面による承認を受けること。

(実地調査等)

第7条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について、随時実地に調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(設計等の変更)

第8条 委託者は、必要があると認められるときは、設計又は業務に関する指示の変更内容を受託者に通知して、設計等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害の負担)

第9条 業務の実施について生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第10条 受託者は、業務上若しくはその他の方法により知り得た委託者の業務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(業務委託料の変更方法等)

第11条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者は受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第12条 委託者又は受託者は、委託期間内で業務委託契約締結の日から 12 月を経過した日後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料(業務委託料から当該請求時の業務履行部分に相応する委託料を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残業務委託料(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前業務委託料の 1,000 分の 15 を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残業務委託料と変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、委託者の定める資料に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合においては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第 3 項の協議開始の日については、委託者が受託者に意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務履行届)

第13条 受託者は、毎月の業務を完了したときは、直ちに業務履行届を委託者に提出しなければならない。

(検 査)

第14条 委託者は、前条の業務履行届を受理したときは、速やかに業務実績について検査しなければならない。

(委託料の支払)

第15条 業務委託料の支払いは、月払いの方法によるものとし、前条の検査終了後、受託者は月払額の支払いを委託者に請求するものとする。

- 2 月払額は、当該年度委託料の月割額とする。ただし、月割額に百円未満の端数が生じたときは、当該年度の 4 月から翌年 2 月分までは端数を切捨てた額とし、3 月分は当該年度残業務委託料をもって月払額とする。
- 3 委託者は、第 1 項の請求を受理したときは、その日から 30 日以内に月払額を支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受託者の責に帰する理由により、業務の円滑な履行ができないものと認められるとき。
- 二 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
- 三 前各号のほか、この契約事項に違反したとき。
- 四 第18条第1項各号に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、業務の完了部分の業務委託料相当額（日割計算による。）を支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、第4条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われたときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第17条 委託者は、前項第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、いつでも契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 第1項の規定により解除した場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第18条 受託者は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、契約を解除することができる。

- 一 第8条の規定により委託期間の日数が2分の1以上減少したとき。
- 二 第8条の規定により業務の内容を変更したため、業務委託料の額が2分の1以上減少したとき。
- 三 委託者が契約に違反し、その違反によって業務を処理することが不可能になったとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について、準用する。

(損害賠償)

第19条 受託者は、この契約に定める業務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として委託者に支払わなければならない。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(疑義等の協議)

第21条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、決定する。